



# 医療的ケア児 保育所入所のご案内



宝塚市では令和5年4月より、日常生活および社会生活を営むために、吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童の保育施設での受入れを下記のとおり開始します。ご利用を希望される場合は、保育企画課（0797-77-1825）までご相談ください。

## 保育所で実施する医療的ケアの範囲

- 喀痰吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）
- 経管栄養（胃ろう・腸ろう・経鼻）
- 導尿
- 酸素療法
- その他市長が認めた医療的ケア



## 対象児童

1歳児クラス以上で下記の受入れ要件をすべて満たし、検討会の結果、受入れ可能と判断された児童

### （受入れ要件）

- 保育施設の入所資格がある児童
- 集団保育※を実施することが適切であると主治医が認めている児童
- 病状や健康状態が安定している児童
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われている児童
- 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と施設で十分に共有できること
- 主治医面談で、保育所看護師が医療的ケアの手技等の指導が受けられること
- 必要に応じて受診同行や面談等で、主治医との連携を図ることができること

※集団保育とは：同年齢や異年齢の児童と一緒に遊び、食事や睡眠等、同じ空間で1日の生活を共にするなど、集団での保育を実施すること。

## 入所時期・実施施設・保育時間

入所時期	原則 4月1日 ※受入れ要件が整い、入所までの手続きを経てからになります。 ※施設での受入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられない場合や、安全に医療的ケアが実施できないと判断された場合は、入所時期が延期されることがあります。
実施施設	宝塚市立保育所 拠点園 各2名 ※拠点園以外の宝塚市立保育所は、ケアの状況によって受け入れ可能な場合があります。
保育時間	月～金曜日（祝日・年末年始 12/29～1/3 除く） 9：00～17：00のうち、保護者の就労等による理由で保育が必要であると認められた時間

## 入所までの手続き

### 1 入所相談（随時）

お子さまの健康状態や医療的ケアの内容、家庭の状況をお伺いし、入所までの手続きや保育施設における医療的ケアの実施内容等についてご説明します。

### 2 医療的ケアの申込、面接、入所申請（11月30日締め切り※）

保育施設における医療的ケアの申込に必要な以下の書類と、入所申請に必要な書類（「保育施設利用のご案内」参照）をご提出ください。提出当日もしくは後日、お子さまの面接をさせていただきます。必要に応じて、主治医連絡を行うことがあります。

※土日祝日と重なる場合は、直前の市役所開庁日となります。

#### 【医療的ケアの申込に必要な書類】

- ・様式第1号「医療的ケア実施申込書兼調査票」（保護者作成）
- ・様式第2号「医療的ケアに係る主治医意見書」（主治医作成）
- ・様式第3号「重要事項確認書」（保護者作成）



### 3 就学前施設における医療的ケア児受入れ検討会（12月上旬予定）

提出いただいた書類、保護者や主治医等からの聞き取り内容をもとに、保育施設における集団保育、医療的ケアの実施が可能かどうか検討会を開催します。

### 4 医療的ケア実施の可否（12月上旬～中旬予定）

3における検討結果を文書にて通知します。 **※この時点で入所は決定していません。**

### 5 利用調整（入所選考）（1・2月予定）

宝塚市特別支援保育・医療的ケア児支援保育入所審査会にて、「保育施設入所順位基礎指数表」の点数と「保育施設入所順位調整指数表」の点数の合計点を参考に、利用調整（入所選考）を行います。内定した場合、文書にて通知します。

### 6 入所までの準備（2・3月予定）

集団生活の開始にあたりお子さまの負担をできる限り軽減し、安心安全に過ごせるように受入れ体制等を整えていきます。

保育施設におけるケア内容、緊急時対応の決定のために、**様式第5号「医療的ケア指示書」（主治医作成）**の提出をお願いします。その他は、内定後、改めてご説明させていただきます。

【お問い合わせ先】 宝塚市役所 保育企画課 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号  
TEL：0797-77-1825 FAX：0797-74-9948